

徳島小松島港における生物共生方策 に関する検討会(第4回)

地域性に配慮した地域連携方策の検討

令和8年6月12日

国土交通省四国地方整備局

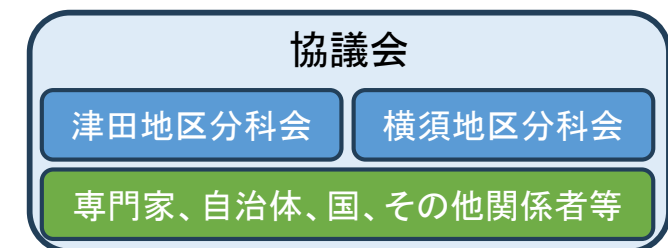
小松島港湾・空港整備事務所

1. 検討方針

2. 地域連携方策(案)概要

1. 検討方針

- ◆地域連携方策に係る、先行事例のヒアリング調査結果及びマニュアル等の資料を踏まえ、徳島小松島港の地域性に配慮した地域連携方策を検討する。
 - ・先行事例における参考となる取組内容
(詳細は、資料 - 2 3.活動主体及び内容、4.JBC取得の経緯 参照)
 - ・先行事例に共通する着目すべき課題
(詳細は、資料 - 2 5.先行事例における課題 参照)
 - ・マニュアル等における参考となる資料
(巻末資料【参考】藻場・干潟維持管理及び地域連携方策マニュアル等の先行事例 参照)
- ◆検討にあたっては、徳島小松島港の地域性（自然環境及び社会環境）を考慮する。なお、詳細な地域性については、今後の関係者ヒアリング結果を踏まえて適宜反映する。
- ◆藻場・干潟等の担い手・関係者のマッチング支援及び普及啓発を行うための地域連携方策を人的要素、物的要素、経済的要素、その他要素(規制など)の各要素に着目して検討する。
- ◆地域連携方策決定へ至るまでのプロセスを明確にするために、起ち上げ期（工事完成まで）、活動期（工事完成後）に分けて検討する。
- ◆協議会は、地点毎の活動主体や関係者等により構成される二つの分科会が参画して運営する方針とする。
- ◆地域連携方策は、協議会及び分科会の各レベルで検討する。



協議会の運営イメージ

2. 地域連携方策(案)概要(1/2)

1. 起ち上げ期(工事完成まで)

1-1 協議会等の主導機関・組織の設立準備

(1) 生物共生方策の策定

- ・ 2地域それぞれの生物共生方策の目的、対象生物、構造物、維持管理方策、地域連携可能な活動内容等を策定する

(2) 協議会等の運営計画の策定

- ・ 協議会は、地点毎の活動主体により構成される二つの分科会が参画して運営することを基本方針とする
- ・ 協議会及び各分科会における、それぞれの目標、参加者の構成、役割分担、運営方法、短期・中長期的スケジュール及び参加者の募集(マッチング)方法等、地域連携による運営に必要な計画(プロセス)を策定する

1-2 活動に必要な人材・組織

(1) 多様な主体の決定

- ・ 活動主体となる漁協、サポーターズ・市民団体、教育機関、民間企業、専門家、自治体等について情報収集し、依頼及び募集を行う

(2) 活動主体の決定

- ・ 依頼・募集した活動主体のうち、地点毎の主要な活動主体、人材に加え、2地点共通の活動主体等についても検討、依頼する

1-3 活動に必要な施設・資器材

(1) 活動拠点の準備

- ・ 活動に必要な拠点到求められる条件を地点毎に検討、準備する

(2) 活動資器材の準備

- ・ 活動に必要な資器材を地点毎に検討、準備する

1-4 活動に必要な活動資金

(1) 活動資金の検討

- ・ 起ち上げ期及び活動期における持続的な活動に必要な資金を地点毎に整理する

(2) 活動資金の取得計画の準備

- ・ 持続的な活動の資金となりうる有益な情報を収集、整理し、活動資金の取得計画を策定する
(Jブルークレジット取得に係る事項、国・自治体・財団等の助成金、企業による協賛金 等)

1-5 その他

(1) 法的な規制の確認

- ・ 活動における漁業権、特別採捕、自然公園法等の法規制を整理し、必要な対策を検討、整理する

(2) 持続的な活動

- ・ 持続的な活動に必要な配慮事項を検討、整理する

2. 活動期(工事完成後)

2. 地域連携方策(案)概要(2/2)

1. 起ち上げ期(工事完成まで)

2. 活動期(工事完成後)

2-1 協議会等の主導機関・組織の設立・運営

(1) 協議会等の設立・運営

- ・ 分科会、主体間の連携促進や活動支援を行う
- ・ 活動内容や各種情報をWeb等で発信して活動を理解してもらうとともに、持続的な運営のために参加者を増やす

(2) 協議会・分科会の運営内容の見直し

- ・ 主体毎、分科会毎の活動内容や諸条件に応じて、運営内容を適宜見直す

2-2 活動に必要な人材・組織

(1) 持続的な活動

- ・ 各主体においても新規参加者や専門的な知識、技術を持った人材を確保し、持続的に活動する

(2) 主体間・分科会間の連携

- ・ 協議会等に加え、現地活動における相互参加・協力等により、主体間、分科会間で連携する

2-3 活動に必要な施設・資器材

(1) 活動拠点の維持管理

- ・ 活動拠点を効率的、効果的に維持管理するとともに、活動規模に応じて拡大、縮小を検討し適宜対応する

(2) 活動資器材の準備

- ・ 活動に必要な資器材を主体・分科会間で融通する等効率的に活用すると共に、不足資器材の優先順位を踏まえ効率的に調達する

2-4 活動に必要な活動資金

(1) 活動資金の取得

- ・ Jブルークレジット取得及び効率的な販売、国・自治体等の助成金の応募、企業への協力依頼等により活動資金を取得する

(2) 活動計画の見直し

- ・ 活動内容、規模等に応じて持続的な活動に必要な資金計画を見直す

2-5 その他

(1) 法的な規制の対応

- ・ 活動内容に応じて漁業権、特別採捕、自然公園法等の法規制に対して適宜、許認可手続きを行う

(2) 地域連携による持続的な活動のための見直し

- ・ 各活動実績を踏まえて、活動要素(ヒト・モノ・カネに加えて仕組みや活動内容等、地域連携による持続的な活動のために必要な事項を見直す

巻末資料:マニュアル等における参考となる資料

【参考】藻場・干潟維持管理及び地域連携方策マニュアル等の先行事例

参考資料	藻場・干潟の 維持管理	地域連携 方策
自然再生全体構想作成の手引き(環境省) (https://www.env.go.jp/content/000218392.pdf)		○
自然再生を進めるために 自然再生協議会立ち上げ・運営の手引き(環境省) (https://www.env.go.jp/nature/saisei/relate/pamph/tebiki/tebiki.pdf)		○
生態系配慮施設の維持管理マニュアル(農林水産省) (https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/attach/pdf/index-16.pdf)	○	○
アマモ類の自然再生ガイドライン(水産庁) (https://www.mf21.or.jp/pdf/amamo/guideline.pdf)	○	○